

預金保険制度について

預金保険制度の概要

当座預金や利息のつかない普通預金は、「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲

		預金等の分類	保護の範囲
預金保険対象預金等(注1)	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
	一般預金等	定期預金、利息のつく普通預金、貯蓄預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます。)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)
預金等(注2)		外貨預金、金融債(保護預り専用商品以外のもの) 元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)等	保護対象外 保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

(注1) 預金保険制度の対象となっている預金等は次のとおりです。

当座預金、利息のつく普通預金、利息のつかない普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)、金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)およびこれらを用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等

(注2) 預金保険制度の対象となっていない預金等は次のとおりです。

〔外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、他人・架空名義預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)〕

預金保険制度に加入している金融機関は？

信用金庫 信金中央金庫 銀行(日本国内に本店のあるもの)
信用組合 全国信用協同組合連合会 労働金庫 労働金庫連合会
株式会社商工組合中央金庫 株式会社ゆうちょ銀行

もっと詳しく知りたい方は？

金融庁 TEL: 03(3506)6000 <http://www.fsa.go.jp/>
預金保険機構 TEL: 03(3212)6030 <http://www.dic.go.jp/>
各財務局または金融機関の窓口にお問い合わせください。

預金保険制度は預金等をされますと自動的に適用されます。

農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 TEL: 03(3285)1272 までお問い合わせください。)

金融庁・預金保険機構